

①管理者：1名以上（常勤1名以上）

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。

※専ら当該介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる管理者を1名以上確保するものとする。ただし、利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの業務に支障がない場合は、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等の業務を兼務できるものとする。

②生活相談員：1名以上（常勤1名以上）

事業所に対する介護予防通所介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、又他の従業者と協力して介護予防通所介護相当サービス事業の作成等を行う。

※生活相談員は指定介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保するものとする。なお、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの業務に支障がない場合は、同一敷地内にある、事業サービスの運営に伴う職務に従事することができるものとする。

③介護職員：1名以上（常勤1名以上）

介護職員は、指定介護予防通所介護相当サービス事業の業務に当たる。又、他の従業者と協力して介護予防通所介護相当サービス計画の作成等を行う。

※指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業を提供している時間帯に専ら当該指定介護予防通所介護相当サービス事業の提供に当たる介護職員が、勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保するものとする。

④看護職員：1名以上

看護師、准看護師の資格を有する者がその職務に従事するものとする。看護職員は指定介護予防通所介護相当サービスの業務において密接かつ適切な連携を図るものとする。また、その業務に支障がない場合は、管理者、機能訓練指導員等の業務を兼務できるものとする。

※指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を確保するものとする。

⑤機能訓練指導員：1名以上

看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する者を1以上確保するものとする。また、その業務に支障がない場合は、管理者、看護職員等の業務を兼務できるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ①営業日：月曜日から土曜日とする。但し、1月1日から1月2日までを除く。
- ②営業時間：午前9時から午後5時までとする。
但し、利用者の希望により延長する場合がある。
- ③サービス提供時間：午前9時から午後4時までとする。
ただし、利用者の希望により延長する場合がある。

(指定介護予防通所介護相当サービスの利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日18人とする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの内容)

第7条 指定介護予防通所介護相当サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようにその目標を設定し、計画的に行うものとし、指定居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。但し、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次の掲げるもののうち事業所と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

①身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動、移乗の介護
- ウ. 通院等の介助その他必要な身体の介護

②入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア. 衣類着脱の介助
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な入浴の介助

③食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

④アクティビティ・サービスに関すること

利用者の生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。又、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク
- ウ. 行事的活動
- エ. 体操
- オ. 機能訓練
- カ. 休養（養護）

⑤送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 移動、移乗動作の介助
- イ. 送迎

⑥相談

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他の必要な相談、助言

（指定介護予防通所介護相当サービスの利用料等及び支払いの方法）

第8条 指定介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、米子市の定める額によるものである。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収することができる。

- ① 事業所の実施地域を越える地点から、片道 10 キロメートル未満 200 円
- ② 事業所の実施地域を越える地点から、片道 10 キロメートル以上 400 円

3 介護予防通所介護相当サービスにかかる自己負担金については、次の額を徴収する。

- 朝食代金 150円
- 昼食・夕食代金 600円
- おやつ代金 150円

4 その他アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、別途徴収するもの

とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、米子市とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は通所型サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常事態に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(指定介護予防通所介護相当サービスの利用契約)

第14条 事業所は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して介護予防通所介護相当サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。但し、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始時でも差し支えないものとする。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第15条 事業所は、介護予防通所介護相当サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、従事者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

第16条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

（介護予防通所介護相当サービス計画書の作成等）

第17条 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所型サービス計画を作成し、利用者、家族に説明し交付する。

2 事業者は、介護予防通所介護相当サービス計画書に記載されたサービスを実施し、実施状況及び目標の達成状況等の記録を行うものとする。

（サービスの提供記録の記載）

第18条 従事者は、介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定介護予防通所介護相当サービスについて、介護保険法第41条第6項又は法第53条第5項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

（苦情処理）

第19条 通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した通所型サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体

連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護の保護）

第20条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針を整備する。

（3）虐待を防止するための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携等）

第22条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(損害賠償)

第 24 条 事業所は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合には、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、損害すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 25 条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 1 ※採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
※継続研修：年 1 回以上
- 2 従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社新生ケア・サービスと当該事業所の管理者が協議の上定めるものとする。

付 則

- 1、この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2、この規定は、令和元年 10 月 1 日から変更実施する。
- 3、この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から変更実施する。